

答 申 第 7 5 号
令和3年8月26日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長職務代理者 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和3年2月26日付け青教職第571号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

県立図書館長の採用後の異動履歴に関する文書等についての一部開示決定処分に対する
審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 2 年 12 月 12 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、次に掲げる文書（いずれも青森県立図書館に関わるもの）について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 県立図書館の職員名簿及び事務分掌（最新のもの）
- (2) コロナ感染対策マニュアル
- (3) 県立図書館長の採用後の異動履歴
- (4) 新刊本及び DVD の寄贈の処理方法の手順を定めたもの（処理期限が分かるもの）
- (5) 貸出本数を 5 冊から 10 冊に変更した理由とその経緯が分かるもの
- (6) 図書館審議員の名簿及び選任した経緯

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次の(1)から(8)までに掲げる文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、(3)に掲げる文書については、条例第 7 条第 3 号に該当し、また、上記 1 の(4)及び(6)に該当する行政文書は存在しないとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 2 年 12 月 25 日、審査請求人に通知した。

- (1) 令和2年度青森県立図書館事務分掌表
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針 令和2年4月17日（令和2年11月19日変更）
- (3) 履歴カード（青森県立図書館館長分）
- (4) 青森県立図書館資料収集基本方針（平成25年3月21日館長決裁）
- (5) 青森県立図書館資料収集基準（平成21年3月26日館長決裁・令和2年6月25日一部改正）
- (6) 青森県立図書館寄贈資料の受入等に関する事項（平成30年3月30日館長決裁・平成31年4月25日一部改正）
- (7) 青森県立図書館における貸出点数上限の変更（5点→10点）について（令和2年5月24日決裁・令和2年5月25日施行）
- (8) 「青森県立図書館利用規程」の一部改正について（令和2年12月4日決裁・令和3年1月1日施行）

3 審査請求

審査請求人は、令和3年1月28日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が主張している審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分の一部を取り消し、不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件処分に係る決定通知書では、審査請求に係る行政文書を開示しない理由として、「特定の個人を識別できるもの」他、とある。

開示請求した「県立図書館長の採用後の異動履歴」は、同じ青森県（知事部局）において、情報提供されている。

よって、本件処分は不当であり、開示をしない部分の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 履歴カードを開示しない理由について

履歴カードは、職員個人の身分に関する様々な情報が記載されている文書であること、所属長等限られた職員が管理する文書であり、一般に公開することを前提としたものではないことから、条例第7条第3号に該当するものと判断した。

2 履歴カードの性質について

履歴カードは、実施機関に所属する職員の氏名、旧氏名、生年月日、採用情報、所属、職名、本籍、顔写真、特殊技能、現住所、学歴、電話番号、県職員となつてからの履歴、試験、資格免許のほか家族状況や健康状況などの個人に関する情報が記載された文書であり、職員の人事管理の必要性により作成しているものである。

このため、履歴カードは、所属長及び総務担当課長など限られた職員によって厳重に管理され、一般の職員が自由に閲覧できない機密文書として取り扱っているものである。

3 条例の規定について

(1) 条例第7条第3号では、①個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては不開示情報に該当すること、②法令又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報については不開示情報には該当しないこと、③公務員等である場合において、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときには、公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は不開示情報には該当しないこと等を規定している。

(2) ①について、「個人に関する情報」とは、職業、職歴、学歴、資格等の個人の社会生活に関する情報等を指すとされており、県職員となつてからの履歴は、職歴に関する情報であり、「個人に関する情報」に該当する。

(3) ③について、「職務の遂行に関する情報」とは、公務員が行政機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における活動についての情報を指すとされ、例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれるとされている。

4 「職歴」の個人情報への該当性について

開示請求のあつた「採用後の異動履歴」については、履歴カードのうち「県職員となつてからの履歴」に記載された情報がこれに該当するが、この情報は、上記3の(1)及び(2)に照らして、職歴に関する情報であり、「個人に関する情報」に該当する。

また、「県職員となつてからの履歴」が職務の遂行に係る情報かどうかについて、上記3の(1)及び(3)に照らすと、職務の遂行に係る情報とは、職員が職務を遂行する場合の活動についての情報であり、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするとしている。県職員となつてからの履歴は、採用から現在に至るまでの職員の職務経歴であり、こうした情報は、職務を遂行する場合の活動に係る情報と言いがたく、むしろ当該職員の個人の情報に該当すると考えられる。

5 部分開示しない理由について

履歴カードに記載されている職員の氏名、旧氏名、生年月日、採用情報、所属、職名、本籍、顔写真、特殊技能、現住所、学歴、電話番号、県職員となつてからの履歴、試験、資格免許のほか家族状況や健康状況などの情報のうち、職務の遂行に関する情報である氏名、所属、職名以外の情報は、いずれも個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報である。

よつて、履歴カードのうち、氏名、所属及び職名のみを開示情報として、そのほか全てを不開示情報として部分開示することも考えられるものの、審査請求人が県立図書館長の氏名を把握できる状況の中で「県立図書館長の採用後の異動履歴」を開示請求する趣旨を鑑みれば、氏名、職名及び所属名のみの部分開示には有意の情報は記録されていないと認められるため、条例第8条第1項ただし書の規定により履歴カードの全部を不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件審査請求の対象となった行政文書について

(1) 審査請求書の「審査請求の理由」の記載から判断すると、本件開示請求に係る行政文書のうち、本件審査請求の対象となったものは、青森県立図書館長に係る職員調書（以下「本件対象文書」という。）であると認められる。

(2) なお、実施機関は、本件処分に係る決定通知書及び弁明書において、本件開示請求に係る行政文書として特定した行政文書について「履歴カード」と記載しているが、当審査会において当該行政文書を見分したところ、正しい名称は「職員調書」であり、「履歴カード」との記載は誤りであると認められる。

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、本件対象文書について、勤務歴等の履歴事項に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、かつ、条例第7条第3号ただし書のいずれにも該当しないとして、その全てを不開示としている。

そこで、以下、本件対象文書の条例第7条第3号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号の趣旨

ア 条例第7条第3号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めており、同号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとしている。

イ 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するた

め、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）又は「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（中略）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）に該当する場合は、開示すると規定している。

(2) 条例第7条第3号本文該当性

当審査会において本件対象文書を見分したところ、職員調書の様式は、職員の氏名、性別、旧氏名、生年月日、本籍地、現住所、学歴、県職員になってからの履歴、家族の状況、健康状況等の項目で構成されており、本件対象文書には、県立図書館長に関する人事情報が記載されていると認められる。

そして、これらの人事情報は、その全てが青森県立図書館長の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるから、本件対象文書は、条例第7条第3号本文に該当する。

(3) 条例第7条第3号ただし書該当性

ア 条例第7条第3号ただし書イ該当性

(ア) 関係する法令又は条例において、職員調書に記載の情報について公開を義務付けるような趣旨の規定は存在しない。

(イ) 実施機関では、教職員の定期人事異動の内示を報道等により公表しており、また、一般に販売されている教育関係職員録でも、教職員の所属及び職氏名が公にされているが、そのことをもって、職員調書に記載の情報まで慣行として公にされていると解することはできない。

(ウ) なお、審査請求人は、知事部局では、特定職員に係る採用後の異動履歴を情報提供している旨主張しているが、職員調書に記載されている情報の一部が他の実施機関において情報提供された一例をもって、職員調書に記載されている情報が慣行として公にされているとまでは認められない。

(エ) よって、本件対象文書に記載の情報は、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

イ 条例第7条第3号ただし書ロ該当性

本件対象文書に記載の情報が条例第7条第3号ただし書ロに該当しないことは、明らかである。

ウ 条例第7条第3号ただし書ハ該当性

本件対象文書に記載されている情報は、青森県立図書館長個人の身分取扱いに関するものであって、同職員が遂行した職務の内容が含まれていると解することはできないから、「職務の遂行に係る情報」であるとは認められない。

よって、本件対象文書に記載の情報は、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

4 条例第8条の規定による部分開示について

(1) 実施機関の主張について

実施機関は、弁明書において、本件対象文書を部分開示しない理由について、審査請求人が県立図書館長の氏名を把握できる状況において、氏名、職名及び所属名の部分には、有意な情報が記録されていないと主張している。

しかし、条例第8条第1項の「有意」性については、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の開示請求者の意図によらず、客観的に決めるべきであるから、実施機関の上記主張は、部分開示の可否を判断する上で理由がなく、採用することはできない。

(2) 部分開示の可否について

本件対象文書は、実施機関における教職員の人事管理の必要から作成されたものであり、その内容を見分すると、青森県立図書館長に関する詳細な人事情報が記載されていると認められる。そして、これらの人事情報は、相互に関連性を有する一体不可分のものと解されるから、本件対象文書について部分開示を行うことはできないと認められる。

5 結論

以上のとおり、本件対象文書は、条例第7条第3号に該当し、その全てを不開示とすることが妥当であるので、第1のとおり判断する。

6 付言

本件処分に係る決定通知書を見ると、実施機関は、「開示請求に係る行政文書として特定した行政文書の名称」欄において、特定した行政文書の名称を「職員調書」ではなく、誤って「履歴カード」と記載している。

また、実施機関は、本件対象文書の全てを不開示としたにもかかわらず、同通知書の「開示しない部分」欄において、開示請求書の文言を漫然と引用し、「県立図書館長の採用後の異動履歴」と記載しており、あたかも本件対象文書のうち、採用後の異動履歴が記載された部分だけを不開示としたような不明確な記述となっている。

このように、本件処分に係る決定通知書には、不適切な記載が含まれていると認められるから、実施機関においては、決定通知書の作成に当たり、実際の開示文書との照合を入念に行うなどして、特定した行政文書の名称や、開示しない部分を正確に記

載するよう留意されたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和3年3月1日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和3年3月30日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和3年5月21日 (第121回審査会)	・審査を行った。
令和3年5月25日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和3年6月8日	・実施機関からの書面を受理した。
令和3年6月18日 (第122回審査会)	・審査を行った。
令和3年7月16日 (第123回審査会)	・審査を行った。
令和3年8月20日 (第124回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
児山 正史	国立大学法人弘前大学人文社会科学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長 (本件審査回避)
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

(令和3年8月26日現在)